

第10章 医療救護等対策

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・災害時には、多数の負傷者が発生することが予測され、また、医療機関においてもその機能が著しく低下することが予測される。このことから負傷者に対する災害時の医療救護活動の体制を整えておくことが必要である。

2 現在の到達状況

- ・都による災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定(災害拠点病院：東京病院 災害拠点連携病院：複十字病院)
- ・災害医療支援病院の指定(災害医療支援病院：市内9病院指定)
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会等の応援協定
- ・清瀬市災害医療コーディネーターを2名任命
- ・災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定を市内4医療機関と締結及び訓練の実施
- ・人工透析が必要な方への診療体制の確保
- ・清瀬市災害薬事コーディネーターを1名任命
- ・災害時における血液透析療法の必要な者の受入れ協定締結医療機関 2か所
- ・医療救護活動拠点を健康センターに設置
- ・葬儀業者と災害時における葬祭用品の供給等に関する協定を締結
- ・交通事業所と災害時における応急対応活動の協力に関する協定を締結

3 課題

- ・医療救護班等の確保及び搬送体制の整備
- ・限られた医療資源を有効に活用するための調整機能の構築
- ・医薬品や医療資器材の備蓄

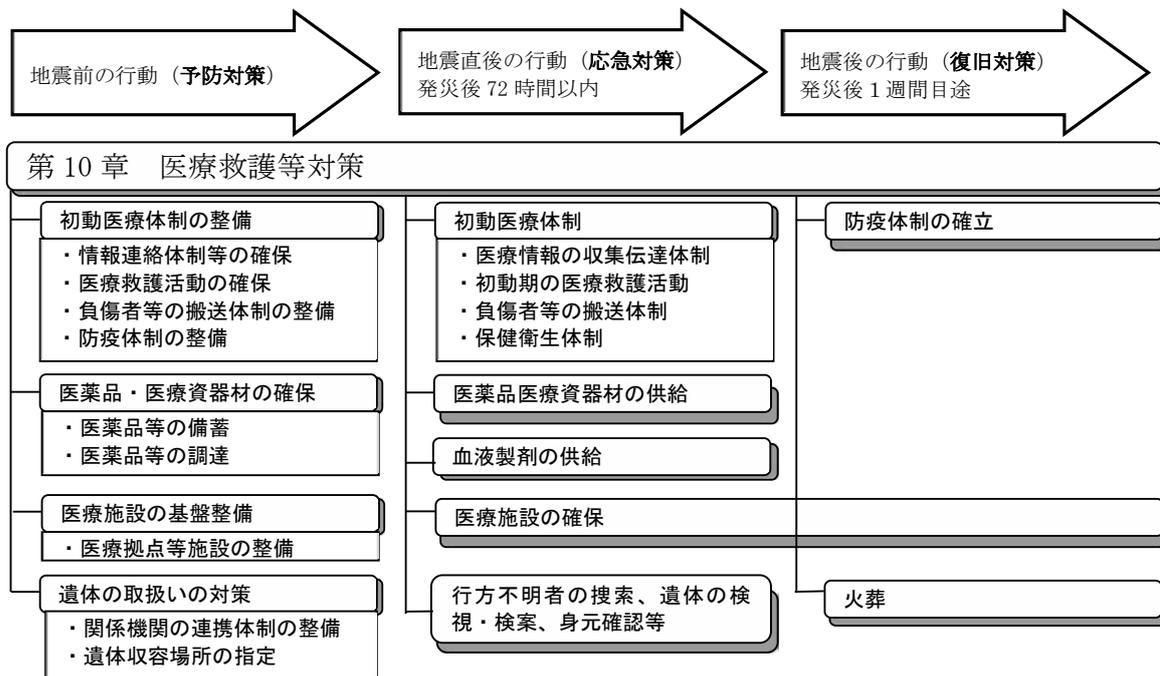
4 対策の方向性

- ・初動医療体制等の確立
- ・医薬品・医療資器材の確保

5 到達目標

- ・初動医療体制の確立
- ・医薬品・医療資器材の確保
- ・医療施設等の基盤整備(医療機関の発災時の対応能力の強化)

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 初動医療体制の整備 《都・健康推進課》

(1) 情報連絡体制等の確保

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立 ○急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 ○清瀬市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び市内管内の関係機関との情報連絡体制を構築

イ 取組内容

- (ア) 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う清瀬市災害医療コーディネーターを任命する。
- (イ) 市は、清瀬市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	○都内全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	○各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師
清瀬市災害医療コーディネーター	○市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的助言を行う、市が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	○都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	○都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

(2) 医療救護活動等の確保

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○市内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の確保 ○緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所を確保 ○医療救護活動拠点の設置場所を確保
医療機関	○BCP(事業継続計画)の策定

イ 取組内容

(ア) 医療救護班等の確保

- ① 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会及び清瀬市薬剤師会等と協定を締結している。
- ② あらかじめ医療救護所を設置する場所を定めておく。
- ③ 災害拠点病院等の近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。)に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- ④ 医療救護活動拠点を設置し、清瀬市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

(イ) 医療機関等の機能維持に向けた取組み

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP(事業継続計画)を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。

(ウ) 市は、各関係機関と連携して、東京DMAT(※)の活動を含めた訓練演習を実施し、各種災害に備える。

※ 東京DMAT(東京 Disaster Medical Assistance Team:ディーマット)

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

【医療救護所等】

名 称	説 明
避難所医療救護所	○市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所(病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置)
緊急医療救護所	○市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。)に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護所	○市が市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
医療救護活動拠点	○市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

【トリアージカテゴリー】

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態
第1	最優先治療群 (重症群)	赤色 (I)	生命を救うため、ただちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
第2	待機的治療群 (中等症群)	黄色 (II)	ア 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの。 イ 基本的には、バイタルサイン(※)が安定しているもの。
第3	保留群 (軽症群)	緑色 (III)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。
第4	無呼吸群	黒色 (0)	気道を確保しても呼吸がないもの
	死亡群		既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの。 参考：東京消防庁では、状態及び病態は以下のとおり。 ア 社会死状態の場合 イ 医師により死亡確認がされた場合

※ バイタルサイン

体温、意識、呼吸、脈拍など、生きている基本的兆候

(3) 負傷者等の搬送体制の確保 《健康推進課》

ア 対策内容

機関名	対策内容
市	○負傷者の搬送方法の検討 ○医療救護所(緊急医療救護所を含む)における傷病者の搬送体制の構築

イ 取組内容

市は、協定を締結した交通事業所と連携し、搬送手段の拡充を図る。

(4) 防疫体制の整備 《都・健康推進課・環境課》

ア 対策内容

機関名	対策内容
市	○防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

イ 取組内容

- (ア) 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- (イ) 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

2 医薬品・医療資器材の確保 《都・健康推進課》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○災害時の協力協定の締結等、各関係機関との連携・協力体制を整備する。</p> <p>○清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会等と協議の上、医療救護所及び避難所等で使用する医薬品等を備蓄(目安として発災から3日間で必要になる量)</p> <p>○清瀬市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所(状況に応じて複数か所設置する)や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容等について協議しておく(卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する)。</p> <p>○災害薬事コーディネーターは、市薬剤師会から選任し、市薬剤師会と市が協議の上決定する。災害薬事コーディネーターは、災害薬事センターを統括する。</p> <p>○医薬品等の支援物資を受入れる際の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人からの支援物資は基本的に受入れない。 ・必要に応じて都やメーカーへ支援を要請する。 ・市が要請した物資以外で、市に製薬団体等から支援の申し出があった物資は、市が必要と判断したものを受入れる。
病院、診療所及び薬局等	<p>○平時と同様に、各医療機関において、医薬品卸売販売業者から調達する。</p> <p>○災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。</p> <p>○災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう業務継続計画(BCP)を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。</p>
都	<p>○区市町村の被災が大きい等の理由により、区市町村が自ら医薬品等を調達できない場合には、都が協定締結団体を通じて代わりに調達する。</p>

3 医療施設の基盤整備 《都・健康推進課》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○地域の災害医療の中心的機能を持つ災害拠点病院や被災を免れた医療機関等の役割分担を明確化</p> <p>○医療機能を維持するため病院等のBCP策定の支援を実施</p> <p>○病院や市本部との情報手段の確保</p> <p>○医療救護所等、災害拠点病院、医療機関等と市災対本部との連絡体制の整備</p>
都福祉保健局	<p>○災害拠点病院等を指定し、重傷者等を中心とした受入体制を確保</p> <p>○災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保</p> <p>○耐震化、BCPの策定、通信手段の確保、連絡訓練を実施</p>
都病院経営本部	<p>○都福祉保健局等との連絡体制の確立</p>

【清瀬市及び周辺の災害拠点病院】

病院名	所在地	電話番号
公立昭和病院（※中核病院）	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052
国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111
東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811
佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535

※ 中核病院

広い地域の医療連携の中核を担う病院。専門的な検査や高度の医療が必要な場合、中核病院や、大学病院等で受診する。

【災害拠点病院等の定義】

指定区分	説明
災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される。
災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	○主に専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院。

【災害拠点精神科病院等の定義】

指定区分	説明
災害拠点精神科病院	○主に措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の通知に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	○主に医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

4 遺体の取扱いの対策 《防災防犯課・東村山警察署》

- (1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (2) 市は、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

- ・屋内施設
- ・避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- ・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

(3) 遺体収容場所の指定

遺体収容所は、下宿地域市民センターとする。

施設名	所在地	電話番号
下宿地域市民センター	清瀬市下宿 2-524-1	042-493-4033

(4) 各関係機関との連携確保

協定締結した葬儀業者やその他関係機関と連携し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。

第3節 応急対策

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	○建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	○救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	○被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	○地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	○避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	○医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容
0	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集・集約 ○東京DMATの出場 ○緊急医療救護所の運営 ○傷病者等の被災地域外への搬送
1	<ul style="list-style-type: none"> ○都医療救護班等の被災地域への派遣 ○他県DMATによる病院支援 ○医療救護所の運営 ○医薬品の供給
2	<ul style="list-style-type: none"> ○他県医療救護班の受入れ ○避難者の定点・巡回診療
3	
4	
5	

1 初動医療体制等 《生涯健幸部班・東京消防庁・清瀬消防署・警視庁・自衛隊》

災害時における医療救護は、一次的には市が実施する。このため市は負傷者の医療救護を迅速に実施できるよう、市医師会等と災害時の医療救護活動についての協定を締結し、災害時の医療救護活動に備えている。

(1) 医療情報の収集伝達体制

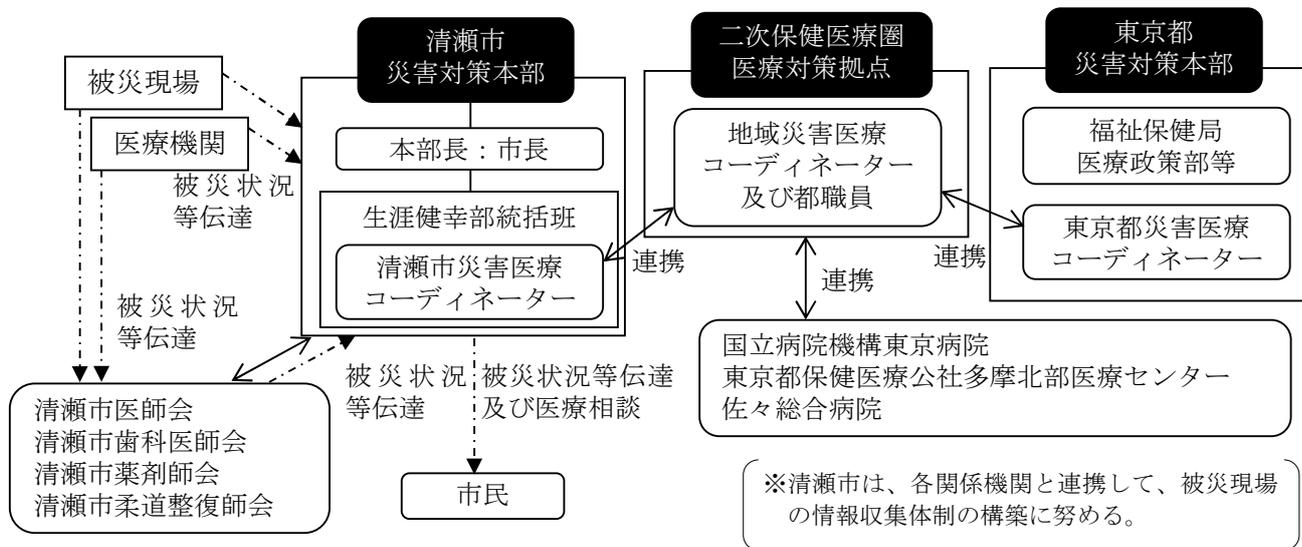
ア 対策内容と役割分担

市は、市内の医療機関の被害状況や活動状況、医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○清瀬市医師会及び清瀬市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○地域住民に対する相談窓口の設置
清瀬市医師会 清瀬市歯科医師会 清瀬市薬剤師会 清瀬市柔道整復師会	○被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告

イ 業務手順

【発災直後の連携体制 (イメージ)】



ウ 取組内容

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

(2) 初動期の医療救護活動

ア 対策内容と役割分担

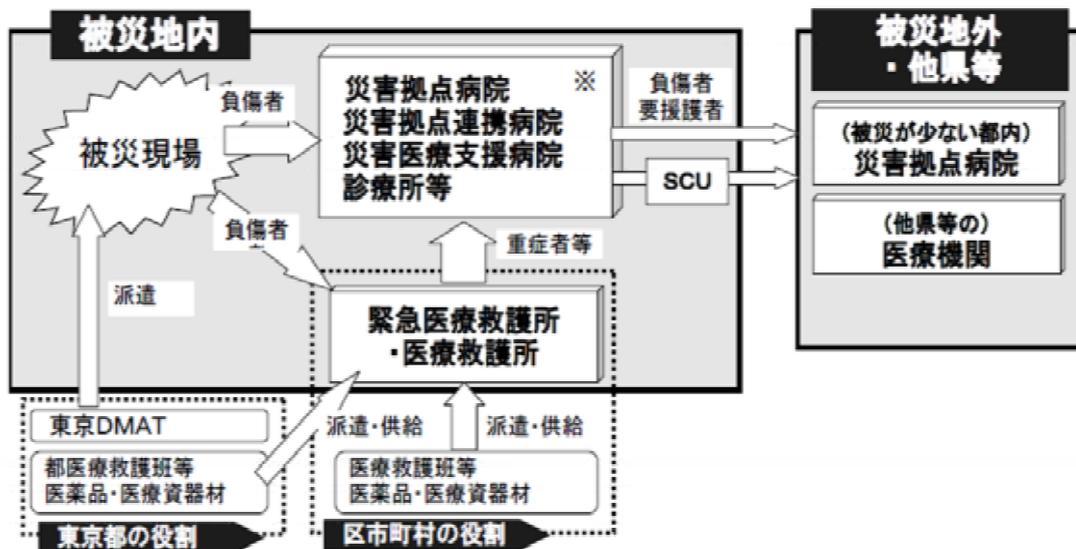
機 関 名	対 策 内 容
市	○災害時における医療救護を一次的に実施 ○清瀬市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整

市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等に避難所医療救護所を設置 ○災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○避難所等において定点・巡回診療を検討 ○清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会及び清瀬市柔道整復師会等との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ○医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○清瀬市薬剤師会と協力し、速やかに災害薬事センターを設置する。なお、災害薬事コーディネーターは、清瀬市薬剤師会から選任する。
清瀬市医師会 清瀬市歯科医師会 清瀬市薬剤師会 清瀬市柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市との「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護を検討
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○東京DMAT が出場した場合は、連携して救命処置等を実施

イ 業務手順

- (ア) 市は、清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会等の関係機関に対して、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班(以下、「医療救護班等」という。)の派遣の要請を行う。その際、医療救護班の派遣状況を都福祉保健局長に報告する。
- (イ) 市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請する。
- (ウ) 市長は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。
また、医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の派遣を市薬剤師会に要請する。
市長は、医療救護所を設置した場合、その状況について都福祉保健局長に報告する。
医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。
 - ① 避難所及び福祉避難所のうち、市災害対策本部が指定する場所
 - ② 災害現場
- (エ) 医療救護班は、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- (オ) 医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- (カ) 都は、東京DMATを被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。
都から出場要請を受けた東京DMATは、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	活 動 内 容
医 療 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者に対するトリアージ ○傷病者に対する応急処置及び医療 ○傷病者の収容医療機関への転送の要否及び輸送順位の決定 ○死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○助産救護 ○その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 ○一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○避難所の衛生管理・防疫対策への協力

【職種による色の定め】

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。

色	職 種
赤	医師・歯科医師
緑	看護師・歯科衛生士・歯科技工士
青	薬剤師
白	臨床検査技師・放射線技師
紺	柔道整復師
黄	事務

(3) 負傷者等の搬送体制

ア 対応内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○被災現場から医療救護所まで搬送 ○市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 ○搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○市、清瀬消防署と連携し、搬送に伴う支援を行う。
警 視 庁 自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送

イ 業務手順

- (ア) 市は、原則として被災現場から医療救護所までの搬送を対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは市及び都が対応する。
- (イ) 医療機関や医療救護所で対応できない重傷者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、市又は都が調達する。

ウ 取組内容

(ア) 負傷者の搬送

- ① 市及び都は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- ② 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び市が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター等により行う。
- ③ 市は、都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

(イ) 医療スタッフの搬送

- ① 市は、市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送を対応する。
- ② 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- ③ 都医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、トラック等による搬送を活用する。

(4) 保健衛生体制 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班・市民環境部班》

ア 対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○市単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、市が独自に他縣市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請 ○派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○D H E A Tに関する総合的な連絡調整を行う。 ○保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○市における保健活動班の活動を支援 ○市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京D P A T及び他県D P A Tを派遣 ○「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

イ 業務手順

- (ア) 市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- (イ) 保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- (ウ) 都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

ウ 取組内容

- (ア) 保健活動 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班》
 - ① 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
 - ② 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
 - ③ 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
 - ④ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
 - ⑤ 市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、市が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (イ) 精神医療体制の確保 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班・都福祉保健局》
 - ① 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
 - ② 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
 - ③ 被災住民の心的外傷後ストレス障害(P T S D)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
 - ④ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを、都福祉保健局へ要請する。
 - ⑤ 被災により通院できなくなった患者については、都に東京D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、東京D P A Tと連携し対応する。
- (ウ) 在宅難病患者への対応 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班》
 - ① 市及び多摩小平保健所は、避難行動要支援者名簿や個別支援計画を基に、在宅難病患者の状況把握に努める。
 - ② 市は、医療や介護が必要な在宅難病患者について、都に搬送及び救護体制の支援を要請する。
- (エ) 在宅人工呼吸器使用者への対応 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班》
 - ① 市は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
 - ② 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
 - ③ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
 - ④ 市は必要に応じて都に、人工呼吸器使用者の支援を要請する。

(オ) 透析患者等への対応 《福祉・子ども部班・生涯健幸部班》

① 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

- a 市は、都、清瀬市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。
- b 市は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。
- c 市は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

② 在宅難病患者等への対応(医療依存度の高い重症心身障害者など)

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。このため、市は平常時から患者の把握に努めるとともに、停電に対し東京電力グループと連携し、電気回復に努める。また、都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

(カ) 被災動物の保護 《市民環境部班》

災害時には、負傷又は放し飼いの動物が多数生じる。この動物たちの保護は迅速かつ広域的な対応が求められる。市は、都や協定を締結した獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護に関して協力する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○同行避難動物の飼養場所等の確保に努める ○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○被災動物の保護 ○関係団体等との連絡調整 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等

2 医薬品・医療資器材の供給 《生涯健幸部班》

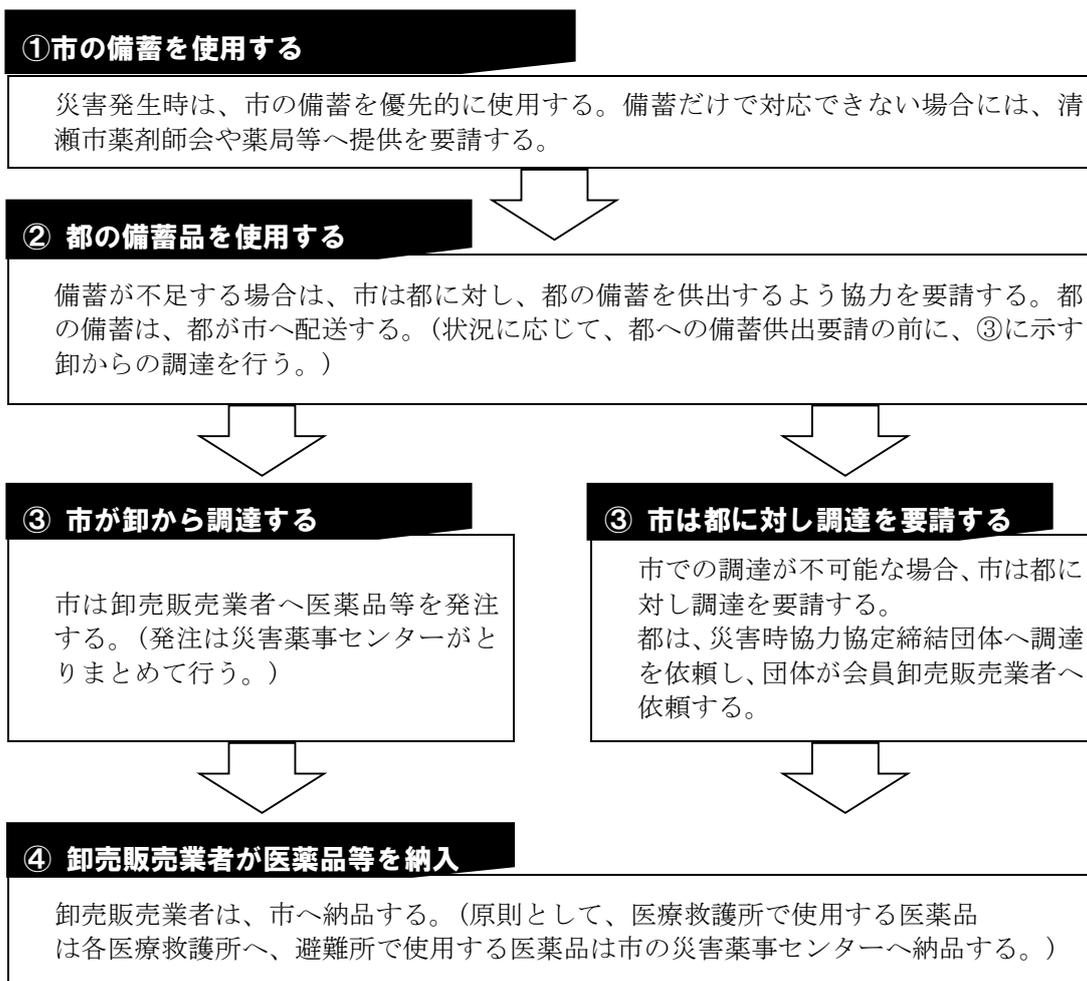
(1) 対策内容と役割分担

市の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○災害発生時には市が備蓄しているものを使用 ○備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
清瀬市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市災害医療コーディネーターの業務に協力 ○被災地内の市薬剤師会は、市の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、薬剤師班の調整等を行う。

(2) 業務手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売者からの医薬品等調達の流れ】

- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達が不可能な場合は、都へ調達を要請する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注(又は調達要請)方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。
 (医療救護所)発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注(又は調達要請)
 納品：卸が各医療救護所へ直接納品
 (避難所)発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注(又は調達要請)
 納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送
- ④ 卸販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

(3) 取組内容

ア 清瀬市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等を発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

イ 災害薬事コーディネーターは、清瀬市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等

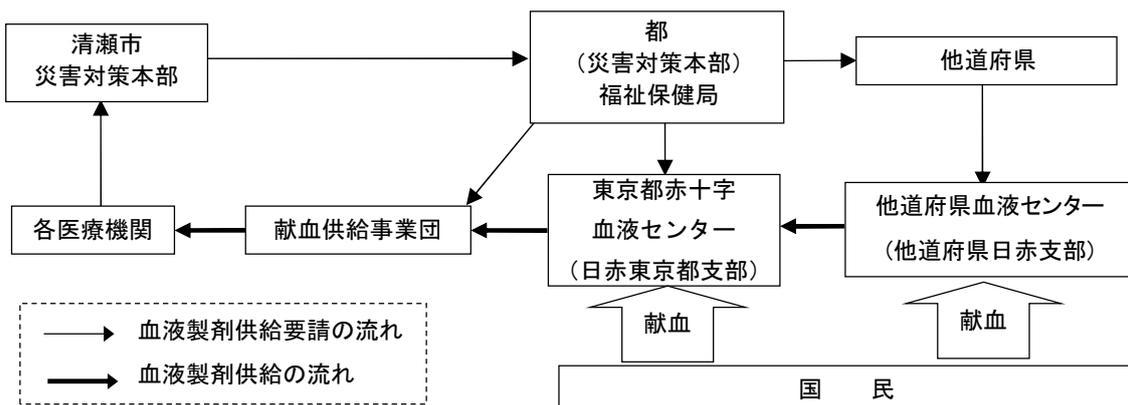
ウ 清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会へ提供を要請し、医療救護所や避難所等において使用する医薬品等を供給する。それでもなお不足する場合は、市は、都に対し要請する。

エ 市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する。

オ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

3 血液製剤の供給 《生涯健幸部班》

【血液製剤の供給体制】



4 医療施設の確保 《生涯健幸部班》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都 総 務 局	○都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都福祉保健局	○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都病院経営本部	○都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
自 衛 隊	○陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施

(2) 業務手順

- ア 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- イ 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
- 《自衛隊》
- ウ 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。

(3) 取組内容

- ア 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- イ 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- ウ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や清瀬市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- エ 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として清瀬市地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- オ 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- カ 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入要請する。
- キ 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

5 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等《市民環境部班・福祉・子ども部班・都・東村山警察署・陸上自衛隊》

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都と連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

ア 遺体の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○東村山警察署等関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括及び遺体の遺体収容所への収容を行う。
都 総 務 局	○市からの要請等に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整にあたり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
東村山警察署	○救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱う。 ○市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸 上 自 衛 隊	○都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都 総 務 局	○市及び関係機関等との連絡調整を実施 ○状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市 (下宿地域市民センター)	○災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ○状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ○遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○遺体の腐敗防止の対策を徹底
都福祉保健局	○市から遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
東村山警察署	○都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(7) 市・都が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講じる。 ○検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	<ul style="list-style-type: none"> ○警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

(イ) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○警察署(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。

第2部 施策ごとの具体的計画 第10章 医療救護等対策

東村山警察署	○おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。
清瀬市医師会	○市医師会の医療救護班等は、市の要請により、必要に応じて遺体の検案に協力する。
清瀬市歯科医師会	○市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請により、必要に応じて遺体の検案に協力する。
都歯科医師会	○警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣 ○身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

オ 市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機関名	対策内容
市	○大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(東村山警察署)と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施。
都総務局	○大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、市、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

カ 遺体の遺族への引渡しについての取組内容

機関名	対策内容
市	○警察署や関係機関と連携し、警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施
東村山警察署	○市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

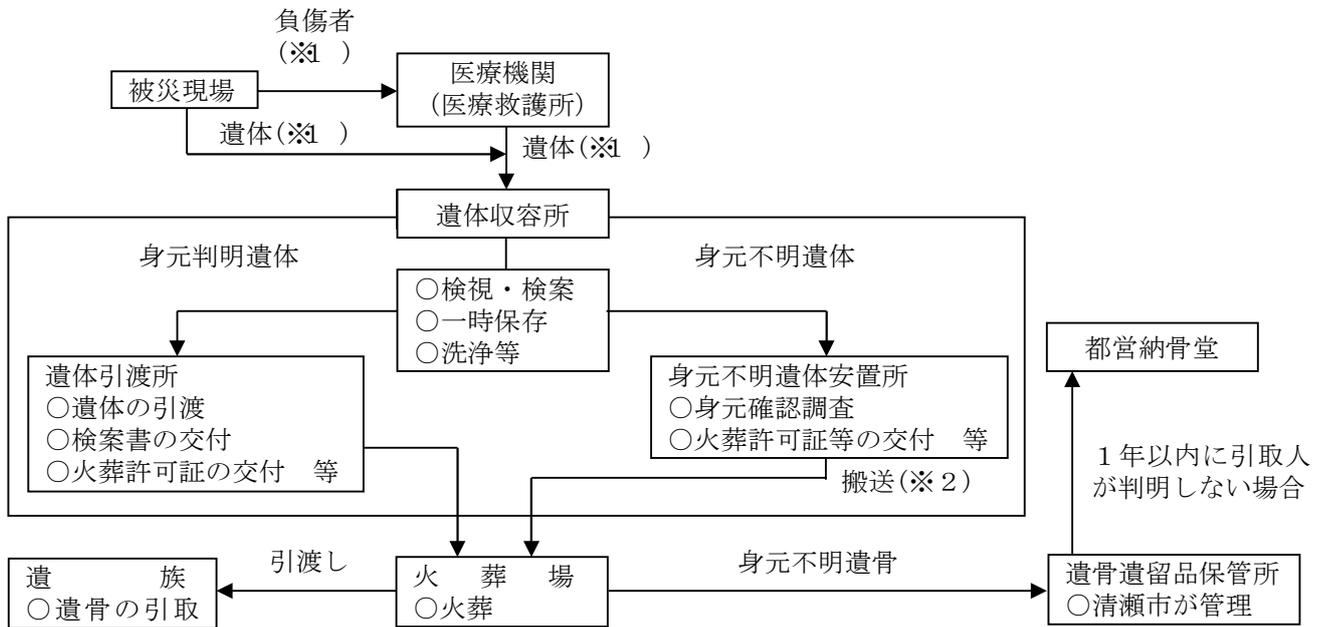
機関名	対策内容
市	○遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ○死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証(※)を発行する。
都総務局	○市に対して、必要な支援措置を講じる。

※ 特例許可証

通常の手続きが困難な場合に、緊急時の迅速かつ的確な処理を行うため、火葬許可証に代わる証明書のこと。

(2) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



- ※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力、自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第4節 復旧対策

1 防疫体制の確立 《健康推進課、環境課》

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除等を行う。 ○「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施 ○被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は清瀬市医師会、清瀬市薬剤師会に協力を要請 ○市は、都が活動支援や指導、調整を行う場合協力する。 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ○感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○被災動物の保護に関することを、都、関係団体等と協力・連携する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○市の防疫活動を支援・指導 ○都医師会、都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請 ○他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整 ○市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○市の衛生管理対策を支援・指導 ○市における保健活動班の活動を支援 ○「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○市の防疫活動を支援・指導 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整 ○避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○市の衛生管理対策を支援・指導
都医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○都福祉保健局長からの要請に応じて防疫活動に協力 ○都福祉保健局(多摩小平保健所を含む)又は市と協議の上、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等

感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(2) 業務手順

《市》

ア 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

《都福祉保健局》

イ 市から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。

ウ 「食品衛生指導班」を編成し、市と連携して食品の安全を確保する。

エ 必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、市の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。

オ 必要に応じて、他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	市	<ul style="list-style-type: none"> ○健康調査及び健康相談 ○避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○感染症予防のため広報及び健康指導 ○避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	<ul style="list-style-type: none"> ○患者発生時の消毒(指導) ○避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	<ul style="list-style-type: none"> ○健康調査及び健康相談の実施 ○広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ○炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○食品集積所の衛生確保 ○避難所の食品衛生指導 ○その他食品に起因する危害発生の防止 ○食中毒発生時の対応 ○避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ○食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ○手洗いの励行 ○調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ○残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ○情報提供 ○殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の塩素による消毒の確認 ○都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ○避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認

環境衛生指導班	保健所等	○避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
---------	------	--

(3) 取組内容

ア 各班の役割

- (ア) 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- (イ) 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- (ウ) 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- (エ) 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、市と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- (オ) 都が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

イ 感染症対策

- (ア) 市は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。また、保健所からの予防接種の実施に関する指導・調整を受ける。
- (イ) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と多摩小平保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (ウ) 都福祉保健局及び多摩小平保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (エ) 多摩小平保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

【一類・二類感染症一覧表】

類型	感染症名等	性格
一類	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○痘そう(天然痘) ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱	○感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性がきわめて高い感染症
二類	○急性灰白髄炎(ポリオ) ○ジフテリア	○感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症

二類	○重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ○結核 ○鳥インフルエンザ(H5N1)	
----	---	--

出典：東京都「東京都感染症予防計画」平成20年3月

ウ 被災動物の保護 《清瀬市・都福祉保健局》

- (ア) 市は、被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。
- (イ) 都は、関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

2 火葬 《福祉・子ども部班・市民課・都》

(1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、市が火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

機 関 名	対 策 内 容
市	○通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

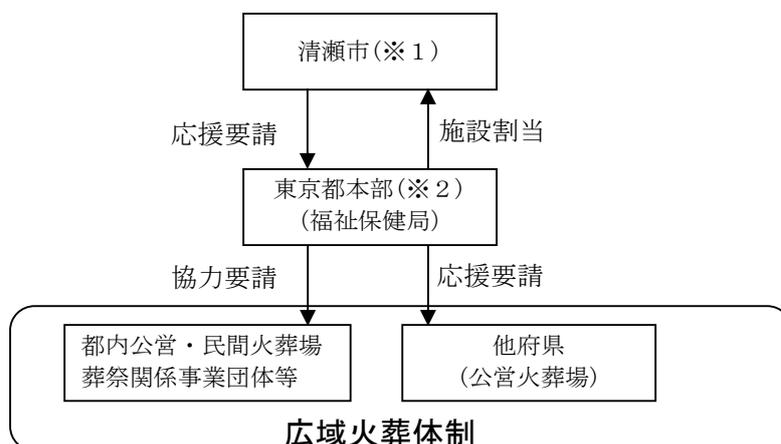
イ 広域火葬の実施について

機 関 名	対 策 内 容
市	○火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○遺体の搬送に必要な車両を確保 ○交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請
都福祉保健局	○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知

<p>都 福 祉 保 健 局</p>	<p>○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請</p> <p>○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼</p> <p>○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請</p> <p>○遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。</p>
<p>都 建 設 局</p>	<p>○管理する火葬場(瑞江葬儀所)や都納骨堂での受入れを実施</p> <p>○火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。</p>

(2) 業務手順

【火葬体制】



- 〔 ※1 市は、都に被災状況を報告する。区域内の火葬場、搬送手段を確保する。
 ※2 都内施設の被災状況を調査する。遺体総数の把握、国に状況報告、広域火葬への応援・協力要請を行う。 〕

(3) 取組内容

- ア 市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- イ 東京都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。